

## 入札について

- (1) 入札はエコマール那覇施設に設置される昇降機の保守点検業務委託の一般競争入札を行います。
- (2) 本入札は入札説明会を行わないため、本書及び仕様書等を熟知のうえ、入札を行わなければなりません。

※入札について、質疑等がある場合、下記の期間内に担当課へFAXにて問い合わせください。

問い合わせ先

那覇市環境部クリーン推進課 FAX 098-888-1274

質疑期間

平成27年3月16日9時～平成27年3月20日12時まで

回答日

平成27年3月20日17:00

- (3) 入札保証金は那覇市契約規則第20条第2項及び第12条第1項第2号の規定に基づき、免除します。但し、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の100分の5を那覇市に納付しなければなりません。
- (4) 契約保証金は那覇市契約規則第4条第1項第9号の規定に基づき、免除します。
- (5) 代理人が入札に参加する場合は、入札前に「委任状」を提出してください。
- (6) 「委任状」には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印してください。
- (7) 「入札書」には、「委任状」に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。押印のない「入札書」は無効となります。
- (8) 提出した「入札書」の書き換え、引き替え又は撤回することはできません。「入札書」に記載されている金額が誤字、脱字などにより、意志表示が不明瞭なもの、また、「入札書」の日付が入札の年月日と異なる場合も無効となります。
- (9) 入札価格は、消費税を含まない金額を記入してください。
- (10) 縦横の計算間違いは無効となります。
- (11) 落札者の決定は、予定価格の範囲内で最低金額の入札をした者を落札者とします。
- (12) 最低価格で同額の入札者が2人以上あるときは、くじを引かせて落札者を決めます。
- (13) 1回目の入札で落札しなかった場合は、入札回数を3回まで行いますので、「入札書」は3枚準備してください。
- (14) 「入札心得」は熟読してください。
- (15) 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定  
落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
- (16) 当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

入札開札日時

平成26年3月25日10時

場所：クリーン推進課会議室 沖縄県島尻軍南風原町字新川650番地管理棟2階

## 入札心得

- 1 入札参加者は、仕様書等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札書、委任状は、所定の書式（入札説明のとき配布）を使用しなければならない。
- 3 代理人が入札に参加するときは、入札前に委任状を提出しなければならない。  
委任状のない入札は、無効となる。委任状には、法人代表者の登録印鑑届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用しなければならない。
- 4 入札参加者、又は入札参加者の代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 5 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 6 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

## 無効の入札

- 1 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
- 2 委任状を持参しない代理人のした入札。
- 3 入札書の日付が、入札の年、月、日と合わない入札。
- 4 入札書に記名押印（代表者印は登録印鑑届出印、代理人印は認印可）を欠く入札。
- 5 入札書の表記金額を訂正した入札。
- 6 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- 7 明らかに談合によると認められる入札。
- 8 同一の入札について、他の代理人を兼ね、又は、2人以上の代理をした者の入札。
- 9 その他入札に関する条件に違反した入札。

## 落札者の決定

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該価格の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その他の者を落札者とするができる。

## 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

入札執行回数は、3回までとする

# 平成27年度エコマール那覇等昇降機保守点検業務委託仕様書

## 1. 業務範囲

- (1) 建築基準法第8条（維持保全）及び建設省住防発第17号『昇降機の維持及び運行の管理に関する指針』により保守点検を行い、報告書を提出する。
- (2) エコマール那覇プラザ棟に設置の日立油圧式エレベーターに係る保守点検業務とする。  
(HPF-11-C045、4停止、油圧インバータ制御方式、定員11人、速度45m/min)
- (3) エコマール那覇リサイクル棟に設置のフジテック製エレベーターに係る保守点検業務とする。（2停止、ルームレス式、定員9人、速度45m/min）

## 2. 保守期間

日立油圧式エレベーター

平成27年4月1日から平成28年3月31日（月1回点検・検査込み：12回）

フジテックエレベーター

平成27年4月1日から平成28年3月31日（月1回点検・検査込み：12回）

## 3. 保守業務内容

- (1) POG方式による点検であり、機能維持のため機器・装置の点検をはじめ、清掃給油、調整、消耗品等の交換、検査等を含む。
- (2) 保守期間内における事故及び災害誤報等による異常については、そのつど迅速に対応するものとする。
- (3) 次に掲げる異常や不具合発生時には、迅速な対応、対策を行う。  
①閉じこめ ②起動不能 ③安全装置動作 ④電源異常 ⑤ドア異常 ⑥主制御機器の状態 ⑦制御用マイコンの状態 ⑧走行異常

## 4. 費用負担

昇降機の点検に必要な次の材料は、乙の負担において供給する。

カーボンコンタクタ及びフィンガー、ヒューズ類、リード線、ランプ類（インジケータ、アナンセータ及びかご内照明用）、補充用油脂類（作動油、マシン油、グリース類）、ウエス。

## 5. その他必要事項については、協議で定めるものとする。

# 入 札 書

1 件名 平成 27 年度昇降機保守点検業務委託

2 入札金額

億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

平成 27 年 月 日

那覇市長 城間 幹子 様

住所

---

商号

---

氏名

印

---

代理人

印

---

(注)1 金額の記載は、アラビア数字を用い、その頭部に「¥」を記入してください。

2 入札金額は、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額(消費税相当額を含めない金額)を記載してください。

# 委任状

平成 27 年 月 日

那覇市長様

(委任者 — 法人の代表者)

住 所

商 号

代表者名

印

下記の者を代理人として、次の入札に関する一切の権限を委任します。

記

件 名 平成 27 年度昇降機保守点検業務委託

(受任者—代理人となる者)

住 所

氏 名

印